

平成23年度普通会計決算認定特別委員会

平成24年10月23日（火）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

藤田豊委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、県土整備部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明を願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

海野企業局長（県土整備部長事務取扱）

平成23年度普通会計の決算に関する県土整備部主要施策の実施状況及び決算額等につきまして、お手元の平成23年度普通会計決算認定特別委員会説明資料により御説明申し上げます。

2ページでございますが、当部におきましては、徹底した選択と集中による事業の展開と新たな発想による公共事業領域の拡大を図るため、事業効果の早期発現、既存ストックの積極的活用及び知恵と工夫を生かした公共事業の視点に立って、主要施策を推進してまいりました。

具体的には、3つの大きな柱に沿って施策を位置づけております。

まず、第1の安全で安心な県土づくりにつきましては、1の公共事業のオープン化といたしまして、公共事業における入札手続の透明性や競争性の確保等に努めたほか、2の南海地震等自然災害対策の推進、3ページに記載しております3の施設の適正な維持管理に努めました。

次に、第2の活力に満ちた地域づくりにつきましては、1の総合交通体系の構築といたしまして、「とくしま」の位置的優位性を向上させるため、陸・海・空の総合的な交通体系の構築を推進するとともに、続く5ページに記載の2の公共交通政策の推進、3の本州四国連絡高速道路を含む高速道路の全国一律料金制度の実現、4の民間活力を導入した実証実験やモデル事業の実施に取り組んだところでございます。

最後に、第3の豊かな生活環境の創造につきましては、1の自然との共生の推進といたしまして、ゆとりと潤いのある環境づくりに配慮した公共事業を推進したほか、6ページに記載しております2の生活排水対策の推進、3の豊かな生活空間の創造、4のユニバーサルなまちづくりの推進に取り組んだところでございます。

続きまして、8ページをお開きください。このページから15ページまでは、主要事業の内容及び成果といたしまして、ただいま説明いたしました主要施策の項目に該当する主な事業の内容及び成果を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に18ページ、平成23年度の歳入歳出決算額につきまして、まず一般会計の歳入決算額でございます。一般会計における県土整備部関係の歳入決算額は、表の下から3段目、計の欄に記載しておりますので横にごらんください。左から3列目に記載の調定額228億

8,146万6,716円に対しまして、その右隣の収入済額は219億6,386万5,481円であり、その差額といたしましては、不納欠損額が709万7,000円、収入未済額が9億1,050万4,235円となっております。不納欠損額につきましては、県営住宅使用料について、滞納退去者の死亡等、実質的に回収が困難となったことによるものでございます。また、収入未済額の主なものは、用地対策課の特定事業移転促進資金貸付金の未償還額で5億6,822万7,428円、住宅課の県営住宅入居者の家賃滞納等に係るものが、過年度からのものも含め、3億2,828万1,795円などでございます。また、右端の欄の予算現額と収入済額との比較で約77億1,900万円の差が生じておりますが、これは繰越事業に係る国庫補助金等の受け入れが翌年度に送られていることが主な理由でございます。

続きまして、19ページをごらんください。一般会計の歳出決算額でございます。表の下から3段目、計の欄を横にごらんください。左から2列目に記載の予算現額は651億828万7,189円で、このうち約160億円が前年度からの繰越予算でございます。これに対し、左から3列目の支出済額は490億5,399万6,826円となっており、予算現額と支出済額との比較を一番右端の欄に記載しておりますが、160億5,429万363円となっております。

その内訳としましては、翌年度繰越額が155億3,274万4,941円、不用額が5億2,154万5,422円となっております。不用額の主なものを申し上げますと、住宅課で2億4,206万1,922円、これは補助金の執行残などによるものであり、また砂防防災課の5,701万8,104円を初め、各課の不用額は主に工事などにおける請負差額や事業費の執行残によるものでございます。

次に20ページをお開きください。特別会計の歳入決算額でございます。公用地公共用地取得事業特別会計などの4つの特別会計の合計で、最下段の計欄に記載しておりますとおり、調定額が31億1,016万7,119円、収入済額が30億9,110万4,049円、不納欠損額が30万6,600円、収入未済額は1,875万6,470円となっております。不納欠損額につきましては、港湾等整備事業特別会計における港湾施設使用料に係る債権の消滅時効によるものでございます。また、収入未済額の主なものは、港湾等整備事業特別会計における港湾施設使用料に係るものでございます。

最後に21ページをごらんください。特別会計の歳出決算額でございます。4つの特別会計の合計で、最下段の計欄に記載しておりますとおり、左から順に予算現額が64億5,939万7,000円、支出済額が44億5,729万3,248円、翌年度繰越額が3,797万7,000円、不用額は19億6,412万6,752円となっております。不用額の主なものは、公用地公共用地取得事業特別会計において、先行取得に係る事業量が当初の見込みよりも減少したことによる執行残などでございます。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤田豊委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田委員

さきの危機管理部のときに県土整備部のほうで質問してくださいとのことでしたので、改めて質問します。

堤防の樋門管理についての質問ですが、先般、堤防の強度がもつかもたないかというような議論があり、堤防が見直されています。護岸の部分には、水を外に出すための閘門がありまして、自然災害に備えるため、台風並びに警報が事前に予知できた場合、それぞれのところで開閉の管理をしています。しかし、東日本大震災を受け、津波に対する対応が非常に変わってきていると思います。現在、その開閉の操作ルールについては作成されているのでしょうか。

酒井県土防災・減災担当室長

ただいま、本県における津波発生時の樋門等の操作ルールは作成しているのかという御質問でございますが、東日本大震災におきましては、樋門、水門、閘門、陸閘等に係る水防活動で消防団を初めとする多くの従事者の人命が奪われたため、水防法が平成23年12月に改正されました。

都道府県の水防計画につきましては、津波発生時に危険を伴う水防活動従事者の安全配慮の義務づけがなされたところでございます。県はこれを受けまして、平成24年度徳島県水防計画の改正において、津波における留意事項として、水防活動従事者自身の避難時間を確保した上で実施しなければならないとしたところでありまして、樋門等の操作人の安全確保を第一に考えているところでございます。

一方、樋門等の閉鎖によりまして、防潮堤や護岸は一体となって機能する施設であることから、津波による被害を軽減させるために樋門等の閉鎖を迅速、確実にを行う必要があると考えております。

樋門操作人の安全を確保し、かつ樋門等の閉鎖活動を迅速、確実にを行うため、樋門等の電動化、統廃合や常時閉鎖化などを進め、各地域における操作の負担減を図るとともに、津波発生時の樋門等の操作ルールの作成が不可欠であると認識しております。このため、操作人の安全確保を第一といたしまして、操作ルールの作成に取り組んでおりますが、津波の規模や到達時間による対応の違い、各樋門における閉鎖時間や樋門操作人の避難時間の違いなど、ルール作成に当たりましての課題が多いため、現在も検討を進めているところでございます。今後、地元市町村や消防団員の方々の御意見、また他県の状況も踏まえ、できるだけ早い時期に操作ルールを作成し、津波発生時における死者ゼロを目指してまいりたいと考えております。

岡田委員

東日本大震災を受けて、水防活動に関する改正があったということで、まずは閉めに行く方の安全を確保した上で、活動するように指導されていると。現段階でルールはできて

いませんが、法律が改正になったということを開めに行く方たちに伝えているのですか。

酒井県土防災・減災担当室長

樋門の操作人に対し、まずは避難第一というふうにルールが変わったことについての周知がなされているのかということですが、現在、樋門等の開閉につきましては、津波が起こったときの開閉の可否について、県のほうから直接伝えることで対応しております。消防団等につきましては、水防法が改正されたことに伴い、その辺のルールを周知されているというふうに聞いております。

岡田委員

法律の改正に伴って、安全の確保ができなければ閉めに行かなくてもいいという通達はされているのですか。

酒井県土防災・減災担当室長

そのことについて、それぞれの樋門操作人の方に伝えていない状況でございます。ただ、各警報や注意報が出たとき、樋門の操作等につきまして、こちらのほうから直接お願いをしている状況でございます。

岡田委員

さきの県民環境部のときもそうだったのですが、わかっている人はわかっているが、わかっている人たちにわからない情報をもとに判断し、身の安全を確保しろと言われてもできない話です。ルールを作成するのに時間がかかるのであれば、その前に水防法が改正され、安全確認をまず第一にしてくださいということ伝えるのが先ではないのですか。

酒井県土防災・減災担当室長

委員御指摘のとおり、ルール作成の前にそれぞれの樋門の操作人のほうに避難を優先するように伝えるべきではないかということですが、まだ十分伝わっていないところもございますので、できるだけ早く各操作人の方々にそのような情報を伝えてまいりたいと考えております。

岡田委員

法律が改正されたので、消防団の方たちにはそれぞれ伝わっているであろう。また、その情報は出しているので伝わっているであろう。であろう、であろうの推測でされますと、知っている方は救われるが、知らない人は救われない。情報というのは、知って初めて役に立ちますので、まず安全確保ということ伝えていただいて、次の段階として操作ルールというものをつくっていくのが一番ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今現在、徳島県は地震発生多発県ではないと思ひますので、津波が来る、来ない

の判断はなかなかしづらいところがありますが、津波情報をどの時点でどういうふうに正しく出していくのか。津波発生後の情報伝達方法はどのようにされる予定ですか。

酒井県土防災・減災担当室長

樋門等の操作人に対し、判断していただくための情報をどのように提供していくのかという御質問でございますが、樋門等の操作人に対する津波情報の提供につきましては、津波警報等が発令された際、基本的に施設管理者のほうから津波の規模や津波到達時間などの状況から閉鎖が可能であり、必要であると判断された場合、速やかに各操作人に対して操作依頼を行っている状況でございます。今後、操作人が操作すべきか、避難すべきか直ちに判断していただくため、先ほども言いましたが操作ルールをできるだけ早く作成し、個々の操作人の判断でやっていただけるような格好にしたいと考えております。

岡田委員

実際、自己判断で地震の判定をするのが一番危険だと思います。災害発生時、被害に関する情報が入ってくる状況であればいいのですが、そのときの状況に応じて全然入ってこない場合も考えられますので、自己判断で閉めに行って災害に遭うことがないように、まずは逃げることについてのルールの厳守を前提とし、地震が弱かった場合、逆に樋門が閉まることによってもたらされる被害の減少というのも非常に大きなものがあると思いますので、閉めに行く時間があれば閉めていただいたほうがいいと思います。その判断は本当に非常に難しい判断だと思います。そのあたりも踏まえ、ぜひルールの作成に努めていただきたいと思います。また、樋門の電動化や軽量化について取り組んでいただきたいと思います。さらに、操作を依頼されている方が現場に行かず、被害が拡大した場合、閉めに行かなかったことで非難を浴びることがないように体制づくりもぜひお願いしたいと思います。

酒井県土防災・減災担当室長

樋門等の操作ルールを作成した後、操作人が避難することによって被害が拡大し、地域住民から非難されることがないように地域住民への周知を行うべきではないかという御質問でございますが、操作ルールにつきましては、今後、樋門操作人の安全を第一に考えて作成してまいります。作成後は操作人がルールに従って避難を優先し、被害が拡大しても非難されることがないように関係部局や市町村と連携し、地域住民についても操作ルールの周知を図り、御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

ぜひ、お願いしたいと思います。また、樋門、水門、閘門について常時閉鎖のルールづくりも研究し、支障がなければ閉める方向で検討していただいて、地域の実情に合った管理と安全確保に関するルールを早くつくっていただいて、安全・安心の確保とともに減災部分の取り組みを強化していただきたいと思います。

岸本委員

決算資料が配られましたので、何点かお尋ねしたいと思います。

18ページ、用地対策課の収入未済額の5億6,800万円について、中身を教えてください。

松浦用地対策課長

特定事業移転促進貸付金の約5億7,000万円の未収となっているものについての御質問でございます。

この貸付金については、昭和58年ごろに田宮川の河川改修事業で支障となりましたメッキ工場が、国府町に保有していた自社所有地へ移転しようとしたところ、環境問題等により周辺住民から強い反対運動が起こりまして、一度は自社所有地へ移転したものの再度ほかの場所へ移転することを余儀なくされたため、県がその再移転の資金として平成8年度に計5億5,000万円を貸し付けたものであり、当初の償還条件は、半年賦で20年償還でございました。当初は納期限内に納付されていましたが、景気低迷による受注減等の影響を受けまして、平成10年3月10日の納期限分から滞納が発生しまして、再々支払い督促を行いました。納付には至りませんでした。そこで、平成15年6月30日にやむを得ず法的手続の第1段階として期限の利益を喪失させ、一括して繰上償還請求を行いましたところ、同年8月から納付が再開され、平成23年度末までに約7,000万円が納付されました。このうち、最近の償還状況としては、平成22年度に400万円、それから平成23年度に500万円の納付がございました。債務者においては、主たる業務が自動車部品の加工であることから、平成20年秋の米国発の金融危機に端を発する新車販売台数の急激な減少による影響を受けまして、一時は受注量が従前の3割を下回るまで落ち込んでいたものの、最近ようやく7割程度まで持ち直してきております。しかし、円高による自動車メーカーの海外生産増加に伴いまして、大手自動車部品メーカーも生産拠点の海外シフトを加速しておりまして、その影響で債務者の大口の取引先からの受注が来年度以降半減することが確実な情勢にあるため、今後も厳しい経営状況が続くものと予想されます。

一方、県においては厳しい財政状況のもと、平成24年度はこれまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえまして、毎月2回は会社を訪問したり、または県庁で面談するなどの納付催促を行ったところ、去る6月25日と8月10日、それから10月10日にそれぞれ100万円が納付されました。なお、代表取締役社長は、厳しい経営環境のもとにはあるものの、可能な限り納付できるよう努力するという意思を示しております。

県といたしましては、従前にも増して未収金の解消に向けた努力が求められておりますので、今後の景気動向を注視しつつ、債務者の償還の意思と償還状況によっては抵当権の実行等も視野に入れ、引き続き粘り強く回収に努めてまいりたいと思っております。

岸本委員

どうも1社ということですね。収入済額が500万円ぐらい入っているため、この企業からの入金なのかなと想像します。500万円ですと、5億円では100年間ということになりますので、この貸し付けたときの経緯の中で県の瑕疵といいますか、県側に特別な

理由があつてトラブルになっているのですか。また、調停をしたということで、担保をとっているのですか。この2点について教えていただきたいと思います。

松浦用地対策課長

まず、経緯の中で特別な事情があるのかどうかという質問でございますが、この公共事業にかかったのはメッキ工場でございます。自社の所有地に移転しようとしたところ、環境問題等を理由に地元住民から非常に強い反対運動が起こり、反対の期成同盟までつくられまして、このままでは事業が継続できなくなり、收拾がつかないような状況になったものでございます。そのため、当時の知事を初め、市、県、議会も含め、また県の幹部が地元住民とのあっせんに入った結果、昭和60年当時、当面徳島市国府町の移転先で操業はするのですが、10年をめどにほかの場所に移転するという形で覚書が締結され、1度目の決着が図られたという経緯がございます。その後、平成6年にこのメッキ工場から有害物質である六価クロムが隣の畑のほうに漏れ出たという事故がございまして、このメッキ工場としては覚書どおりにほかの場所に再移転するほかなくなったような状況でございます。

移転に際しましては、公害防止施行に多大な費用を要するということもありまして、知事を初め、県の組織を挙げて検討した結果、平成7年9月に県と同社との間で再移転支援に係る基本合意が成立し、2度目の決着が図られたというふうなことでございます。昭和58年当時、水俣病によって環境問題に関して大きくクローズアップされまして、公害等への大変な嫌悪感が時代背景としてあったからと思っております。

それから抵当権でございますが、もちろん設定しております。マリンピアに移転していますので、マリンピアの土地と建物を合わせ、当時で8億3,200万円の担保を見込んで抵当権を設定しております。ただし、地価が下落しておりますので、担保価値は半額ぐらいになってございます。

岸本委員

今後500万円ずつ100年間いただくのか、抵当権を行使するのか。その辺はどうか。

松浦用地対策課長

抵当権の行使ということになりますと、60名余りの従業員の生活もあります。それから、抵当権を設定しておりますが、今申し上げたように担保価値がどんどん目減りしておりますので、抵当権を行使しても全額回収ということにはちょっとならないと思います。したがって、今現在、何が得策かというところ、企業に大いに利潤を上げていただいて、その中から少しでも回収していくという形が今のところはベストかなと考えております。

岸本委員

ちょっとくどいようですが、当初、田宮川の改修事業で移転していただきたいという話ですよね。その後、国府から沖洲のほうに移転せざるを得なくなったと。そのときの県の

貸付条件や当初の契約状況はどのようなものですか。

松浦用地対策課長

通常の公共事業にかかった場合の移転ですと、自社所有地ですので、そこに行くことについては何ら問題はなかったかと思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、公害に関して周辺住民が非常にナイーブになっておりまして、反対の期成同盟などもでき、にっちもさっちもいかない状況になったと。そこで、県や市があっせんに入って、10年をめどにまた別のところに移るという形で決着がなされたということです。

岸本委員

ちょっと押し問答になりそうですので、これぐらいにしておきます。100年めどと言わず、一刻も早く回収していただきたいなと。というよりも60名もいらっしゃる会社で大変ですので、早く決着をつけていただきたいと思います。

それからもう一点。今度は21ページ。これも用地対策課の不用額。この予算現額が23億7,400万円に対し、不用額が19億2,000万円。この中身についてちょっと説明していただけますか。

松浦用地対策課長

公用地公共用地取得事業特別会計、用地特会でございます。用地特会というのは、一般会計のつなぎ資金といいますか、公共事業で用地を買収する場合、単年度会計ではどうしても期間の関係や急に多額のお金が必要となる場合が生じるため、このような用地特会を設けております。ですから、いつ何どき資金需要があるのか予測がつかないため、一般会計でない分については用地特会で手当てするのが本来の趣旨でございます。したがって、不用額が生じるのは、ある意味ではやむを得ないのかなという認識でございます。

岸本委員

そうしましたら年度ごとに締めて、平成24年度にはまた23億円ぐらいが特別会計のほうに移されるという理解でいいのですか。この23億円という予算現額でこういったことをしようということはある程度見込んでいると思います。それが半分ぐらいしか見込んでいませんというケースがあるかもわかりませんが、23億円のうち19億円を返すというのであれば、どんな見積もり、見通しだったのかと。会計上、一たん期末で返して、また翌年度当初につけるというのであれば、特に問題はないように思うのですが、その辺はどうですか。

松浦用地対策課長

当然、年度当初にヒアリングを行いまして、どれだけの資金需要があるのか見積もってやっております。しかし、予定どおりにいかないことが1つの原因だと考えております。

岸本委員

23億円あって、19億円が予定どおりいかない。その予定どおりいかなかった19億円の案件というのは、どこの関係で何件ぐらいあるのですか。

松浦用地対策課長
箇所づけですか。

岸本委員
大まかなエリアと件数で結構です。

松浦用地対策課長
徳島環状線の新浜八万工区と国府藍住工区、一般国道438号線上八万バイパス、小松島港線において、それぞれ用地交渉が難航しております。

岸本委員
全部の物件数はわかりますか。

松浦用地対策課長
手持ちの資料がありません。

岸本委員
全部が全部ではありませんが、国府の西環状線などは早く進めてほしい、買っていただきたいと言っています。個別のことになりますので、ここで一件一件についてお伺いすることはありませんが、23億円のうち19億円を使っていないと。本当に難航していて、毎年23億円ぐらい積むのであれば、平成24年度は40億円ぐらいの予算規模になっているのですか。めどがつかないから繰り越ししていないということであるにしても、工事を進めていこうとしているのであればそういうふう考えるのですが、それに対してはどうですか。本当に買おうとしてるのか。例えば、道路の内環状線などについても県にお金がないからということで、買ってほしいが待機中の方もいらっしゃる。実際、私もそういう話を聞いております。それに対し、これだけの不用額を出すということは、買わないでおこうという意識が感じられます。そこまで言いますと言い過ぎかなと思いますが、難航しているということだけでは少し説明が足りないと思いますが。

松浦用地対策課長
それぞれの工区ごとの計画にのっとって、例えば飛び地で買っても線が繋がらないということがございますので、できるだけ工事のしやすいところから買っていくということがありますので、必ずしも地権者の方の御希望に全部沿えていない面もあるかとは思いますが。

岸本委員

難航しているということで、今年度も同じ額を積んでいますか。

藤田豊委員長

小休します。（14時01分）

藤田豊委員長

再開します。（14時04分）

榊県土整備部副部長

用地特会で多額の不用が生じた原因でございますが、先ほど課長のほうから個別にそれぞれのヒアリングを行っているという話をさせていただきました。これにつきましては、確実性というよりも可能性があるものなどをヒアリングし、毎年おおむね枠予算的な格好でとらせていただいております。そして、現在の厳しい財政状況の中、事業の選択と集中という格好で工事を進めている関係上、特定の場所から買い取りの申し入れがあってもなかなか対応できない部分がございます。やはり効果的に事業を実施する関係上、特定の場所を集中的に買わせていただきたいと。そして、翌年度の各事業の予算確保の見込みの中でやっぱり事業化していくべきものでございまして、余りにも先行取得し過ぎましてもやっぱり問題になるということで、近い将来の見込みを立てながら計画的に買わせていただいているという格好の中で、多額の不用が生じたところでございます。やはり貴重な予算でございますので、今後の予算編成のあり方につきましてはもう一度しっかりと検証を加えまして、皆様方にもわかりやすい形にするとともに、つけていただいた予算を有効に活用できるような格好の工夫など、これから十分に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

岸本委員

厳しい財政状況の折、用地対策課長のほうでヒアリングをして予算をつくったと。これについてはかなり精度の高い、絞られたものだというふうに私は感じます。今後さらに精度を上げるとは思いますが、予算を設定する際に用地対策課だけでなく、ほかからのヒアリングも参考にまとめていただきたいと思ひます。せつかくとった予算ですので、買えるときに買っておかないといけないと思ひますので、よろしくお願ひします。

臼木委員

南海トラフの巨大地震等に伴って、マップの大きな見直しがありました。住宅に係る予算の執行について、過去3年ぐらゐの推移はどのようになっていますか。

松田建築指導室長

ただいま、臼木委員から御質問いただきましたのは、木造住宅耐震化促進事業に関する

過去3年程度の実績についてであろうかと思えます。

私どもでは、木造住宅耐震化促進事業ということで、耐震診断事業と本格的な改修事業、それと平成23年度から実施をいたしております住まいの安全・安心なリフォーム支援事業の3本を事業の核として、これまで取り組んできております。

そのうち、まず耐震診断事業でございますが、事業そのものは平成16年度から実施をいたしており、平成21年度につきましては予算戸数1,900戸に対して実績が1,703戸、平成22年度につきましては予算戸数2,200戸に対しまして1,945戸、昨年度の平成23年度につきましては、予算戸数3,000戸に対しまして2,183戸ということになってございます。

また、本格的な耐震改修事業でございますが、同様に平成21年度は300戸に対して76戸、平成22年度につきましては300戸に対して165戸、平成23年度につきましては230戸に対して96戸ということでございます。

さらに、昨年度開始をいたしました住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましては、昨年度500戸の予算に対して66戸の実績というふうになってございます。

臼木委員

平成21年度の当初予算では、300戸も組まれているのにわずか76戸。高知県ではこんな状況ではありません。平成22年度は300戸に対して165戸、平成23年度は230戸に対してたったの96戸。徳島県としてこれを執行していく、実績を上げるために何かする必要があると思うのですが。

松田建築指導室長

耐震化の促進に向けて、耐震診断を実施した後に耐震改修に結びつけるような施策が必要ではないかという趣旨の御質問ではないかと思えます。

平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災での被害を見るまでもなく、本県において高い確率で発生が危惧されております南海トラフの巨大地震への備えが急務であることは十分に認識をいたしております。そのため、先ほど申しました3つの事業を核として、木造住宅の耐震化を促進しているわけでございます。しかし、委員御指摘のとおり、耐震診断の戸数については一定の伸びはあるのですが、耐震改修に結びつく割合が低いというようなこともございますので、昨年度から開始しました住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましては昨年7月からの事業実施になっておりますので、今年度はさらなる事業の周知の徹底を図ってまいりたいと思っております。

また、新たな取り組みといたしまして、これまで旧耐震の住宅一軒一軒にお邪魔して、耐震診断を受診してくださいということで制度の説明をしておりましたが、耐震診断はしていただいたが耐震改修まで至っていない方について今年度から戸別訪問を行いまして、今年度事例集なども新たにつくっておりますので、その事例集なども見ていただきながらこういう内容で改修をしていただいたらどうでしょうかというふうな提案や耐震改修制度の説明をいたしております。

また、同じく耐震診断を実施していただいた方を対象にダイレクトメールを送付いたし

ますとともに、建築主や工事施工者に対する相談体制についても充実を図っているところ
でございまして、できるだけ多くの方が診断後に耐震改修へ進んでいただけるように取り
組んでまいりたいと思っております。

それに加えて、今年度、住まいの安全・安心なりフォーム支援事業に関連いたしま
して、これまでの一般的な工法に比べて工事費が低廉で御利用いただきやすい簡易な耐震
改修工法について現在開発を進めておりますので、成果が出ればそういったものについ
ても普及を図ってまいりたいと思っております。

臼木委員

戸別訪問を重ねて努力されるというのですが、県の補助金は30万円で、各市町村によっ
て額が違う。これはどのようになっているのか。県はインターネットや新聞広告上で広報
するなど、いろいろ努力なさっているのはわかるのですが、これだけの補助金が出るとい
うことについて知らない人が多い。耐震改修をした場合、平均で200万円ぐらいかかりま
す。県や各市町村から補助金が出るということについて、県も努力している割に知らない
県民の皆さんがたくさんいらっしゃる。知事がおっしゃるのように助かる命を助ける、1人
の犠牲者も出さないと大きいことを言うのであれば、もっと努力すべきではないでしょ
うか。

松田建築指導室長

まず、本格改修の補助金についての御質問でございますが、現在、県下すべての市町村
で耐震改修についての補助金を用意していただいております。県市町村合わせまして60万
円の補助金というのが一般的な金額でございますが、9市町村につきましては市町村独自
で上乘せ補助を用意していただいております、その金額は市町村によりまして1戸当
たり20万円と30万円の2種類がございます。そういったことが一般県民の中になかなか周知
されていないという御意見でございましたので、先ほど申しましたように、私どもでは今
年度から耐震診断終了後の方に対しても戸別訪問を実施いたしておりますので、補助制度
の説明については十分実施してまいりたいと考えておりますし、また、それ以外にも県の
公報やホームページ上で十分に広報できるように取り組みを強めてまいりたいと思っ
ております。

臼木委員

当初、耐震診断の費用は3,000円くらいだったかな。今はもう無料ですか。

松田建築指導室長

耐震診断の補助金についての御質問でございます。

現在、すべての市町村で耐震診断の補助制度を実施しておりますが、このうち5つの市
町村で上乘せ補助をしていただいております、鳴門市が半額の1,500円負担ということ
でございます。あと、徳島市、吉野川市、北島町、石井町の4市町につきましては、個人

の負担はゼロということになっています。

臼木委員

診断する方が一級建築士でなかったら診断の資格はないとおっしゃっていますが、耐震診断をしたら耐震改修をとというような働きかけをその方に特にしていただくなど、何かしないと全国的に見ても耐震改修がおこなわれているのではないかと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

喜多委員

住宅課のほうで不用額2億4,000万円の説明がありましたが、主な理由と場所について教えてください。

松田建築指導室長

ただいま、住宅課に係る不用額について御質問をいただきました。

住宅課で計上いたしております2億4,206万1,922円の不用額でございますが、これの大半に当たります部分が今説明を申し上げました木造住宅の耐震診断、耐震改修、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業に係る補助金の執行残となっております。ちょっと先ほどの御質問と重なる部分もございますが、木造住宅の耐震化につきましては、県民のニーズに100%対応することを目標といたしまして、木造住宅の耐震診断として3,000戸分、木造住宅の本格的な耐震改修として230戸分、簡易な耐震化を行う住まいの安全・安心リフォームとして500戸分を平成23年度予算に計上し、戸別訪問、耐震相談会等も実施しながら木造住宅耐震化の促進に向けて積極的に取り組んでまいりました。その結果、木造住宅の耐震診断につきましては、3,000戸の目標に対して7割強となる2,183戸の実績を上げましたが、耐震改修につきましては、耐震改修工事に相応の費用負担を伴うということで、工事費については用意していただかないといけない部分もございます。実施件数は4割強の96戸と伸びませんでした。また、簡易な耐震化を行う住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましても1割強の66戸にとどまる結果となっております。これによりまして、木造住宅耐震化促進事業の補助金の予算でございますが、3億1,988万4,000円の予算のうち70%に相当いたします2億2,398万2,500円が不用となっているものでございます。

喜多委員

南海トラフの巨大地震ということで、津波も大変ですが、それ以上に家屋倒壊によって死亡することがすごく言われています。頑張ってくださいと思います。

また、住宅使用料の収入未済額が約3億円あります。それに係る対応についてお尋ねをいたします。

松井住宅課長

ただいま、喜多委員より県営住宅の使用料の未収額について御質問をいただきました。

住宅課の未収額につきましては、資料18ページに記載のとおり、3億2,828万1,795円でございます。この大半が県営住宅の住宅使用料となっておりまして、その額は3億784万5,831円でございます。平成23年度の県営住宅使用料の調停額、収入の状況を申し上げますと、調停額は14億8,148万2,438円でございます。それに対しまして、実際の収入額は11億7,363万6,607円となっておりまして、3億785万円という未収金が発生している状況でございます。この原因と対策を合わせて説明いたしますと、県営住宅の家賃滞納につきましては、もともと公営住宅である県営住宅は低所得者層である入居者を対象にしている政策住宅でございますので、これらの低所得者の方が新たに経済的に困難な状況が加わって家賃滞納が発生するということが一般的でございます。これらの滞納が生じた場合、県、住宅供給公社によって、滞納者に対しまして電話指導、文書による督促、呼び出し、訪問等の納付指導を行っております。特に平成23年度は、滞納月数3カ月未満の滞納者に対する電話等による督促を強化させていただきました。また、公社のみならず、県職員も一緒になりまして、夜間訪問督促を行っております。今年度につきましても9月に住宅課全職員が参加し、2週間かけまして夜間訪問の納付指導を行わせていただいたところでございます。さらに、滞納者で家賃を支払う意識が低い入居者、納付指導に従わない悪質な高額滞納者に対しましては、連帯保証人も含めまして、家賃支払い、家屋明け渡し請求の法的措置を前提に県において呼び出しをしまして、直接納付指導を行っております。それでも従わない場合につきましては、実際に裁判を起こしております。

続きまして、既に退居したまま家賃滞納している方でございますが、これらの方の対応としまして、平成18年度から債権回収のノウハウを持つ民間の債権回収会社に委託しまして、債権回収を行って徴収強化に努めているところでございます。これらの徴収強化に努めているところでございますが、平成23年度におきましては、滞納を残したまま退去した名義人及びその連帯保証人が死亡し、その後、相当な時間が経過しまして、実質的に徴収が極めて困難なものにつきましては、議会の議決を経まして不納欠損処分を行わせていただいたところでございます。これらの取り組みの結果、平成16年度以降ふえ続けていました累積の未収金につきましては、平成20年度をピークに3年連続で減少し、平成23年度につきましては、対前年度比で1,550万円減少することができました。また、前年分の家賃徴収率につきましては、過去10年間で最高の97.20%となっております。県営住宅の滞納家賃を減らしていくことは、県の歳入を確保する上で重要な課題でございます。まずは毎月発生いたします家賃滞納に対して早目早目に対処するため、初期滞納者に対しまして電話督促を徹底するとともに、3カ月以上の滞納者に対しましては、連帯保証人も含めて催告書を送付するなど、新たな未納が発生することを防止しつつ、個々の入居者の生活状況に十分配慮しつつも適切な徴収を行ってまいります。

また、新規入居時に連帯保証人に対しまして、入居名義人の債務について連帯して責任を持つことを注意喚起する文書を送付しております。これによりまして、連帯保証人の役割を認識していただくように努めております。さらに、徹底した徴収指導の結果、それでもなお支払わない悪質な高額滞納者につきましては、退居等を求める訴訟を行うなど、さ

らなる徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

大変だと思いますが、公平、公正な県営住宅の入居ができるようにしっかり頑張っていたいただきたいなと思います。

黒崎委員

2点だけお尋ねいたします。

先ほども岸本委員から土地の取得の話が出ましたが、鳴門市の国道11号バイパスから黒山に向かう新しい道及び四国横断道の空港線からの延伸について、平成23年度から現在に至る進捗状況を教えていただきたいと思います。

杉本道路整備課長

まず、先に徳島空港線西延伸事業から説明を申し上げます。徳島空港線西延伸事業ですが、徳島阿波おどり空港を核としまして、交流や物流といったネットワークということで着手させていただいており、現在、用地を取得すべく準備を進めているところでございます。また、工事につきましては、新長岸橋という橋梁がございますが、この下部工2基について実施すべく、発注したところでございます。

次に鳴門公園線の御質問でございますが、現在、こちらの工事につきましては、この道路計画の諸条件について鳴門市や地元協議会といろいろ話をさせていただいている状況でございます。用地のほうが進んでおりませんが、いろんな条件を話し合いまして、用地取得に努めます。また、工事につきましても地元のほうから境界がはっきりしにくいといった状況もお聞きしておりますので、その点についても処理できるように実施してまいりたいと思います。

黒崎委員

地元の黒山のほうですが、いろいろ問題点を抱えながら前に進めていくというふうな状況のようです。ぜひ、地元の方とよく話をさせていただいて、一日も早く前へ進めるようにしていただきたいと思います。唯一残っている小鳴門橋ができ上がってもう50年ぐらいになると思います。鳴門市民の皆さんも地震が来たら怖いなということはわかってるはずなので、説明したら徐々に納得していただけると。ぜひとも、粘り強く頑張っていたきたいと思います。

また、徳島空港線西延伸事業のほうですが、確かに下部はできていますが、国道11号バイパスからスマートインターチェンジまでの土地の取得に関しては、今からということですか。

（「これからです。それから、下部工の工事着手もまだです。」という者あり）

わかりました。高速道路と飛行場が繋がったら高速道路の価値もうんと上がりますので、ぜひとも地元の方とよく話し合っ、前へ進めていただきたいと要望して終わります。

藤田豊委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時31分）